

令和4年5月18日

松阪市議会議長
堀端 脩 様

市民クラブ 吉川 篤博

【2022年新人議員特別セミナーin津】
『議員の資質向上と政務活動費活用策』
《改革の底辺から底辺の改革へ》

研修報告書

1. 日時：令和4年5月17日
2. 場所：津市：津アストプラザ会議室3
3. 講師：高沖秀宣さん
(自治体議会研究所代表、議会事務局研究会共同代表)
4. 目的

新人議員が議会活動・議員活動を行う上で、特に重要な「議員の資質向上」と「政務活動費の活用策」について基本的な事項から政策立案への活用策について理解し、またそれを実践できるよう議員の資質向上を目指す。

5. 研修内容

第一講 議員の資質向上

I 議会の役割・機能

- ・憲法93条で定められ、住民の代表機関であり、議決機関である議会の機能
- ・地方自治法第96条1項の議決権、議決によって自治体意思、団体意思の決定機能
- ・長その他執行機関の事務執行に対しこれを監視する機能
- ・議事機関としての審議、議決、議案提出を通じ、政策形成を担う機能

Ⅱ 議会運営の基本

○二元代表制における議会の役割

- ・ 議会は首長の追認機関ではない
- ・ 二元代表制の意義
- ・ 議会：議論、監査、チェック 長：執行
- ・ 自治体議会をめぐる新しい状況は二元代表制の追求
- ・ 住民に開かれ、住民とともに歩む議会
- ・ 執行機関の追認機関からの脱皮、自治体意思の決定機関の自覚した議会
- ・ 執行機関への質問だけから議員同士の討議を中心とした運営を目指す議会
- ・ 戦略を持って政策提言できる議会へ

Ⅲ 議員力、議会力の強化

○議会改革とは

- ・ 議会が二元代表制のもとで議会の役割を十分に発揮するためにその機能を強化すること
- ・ 議会が果たすべき役割の３つの柱
 - ①情報共有
会議資料、議会視察の事前公開・政務活動費の公開、チェック
 - ②住民参加
住民意見の議会への反映、住民との対話の工夫
 - ③議会機能強化
議会基本条例の制定、検証
議会事務局や議会図書室の体制整備

第二講 政務活動費活用策

I 政務活動費とは何か

①地方自治法の規定

- ・ 第１００条１４～１６の規定による

②「調査研究とその他の活動」

- ・ 調査研究活動以外に、その他の活動にも用途を拡大。経費の範囲について条例で定める。
- ・ 宮崎県小林市議会事例
- ・ 大分県別府市議会事例

③用途の透明性の確保

- ・ ホームページへの収支報告書・領収書の記載
- ・ 公開窓口・縦覧窓口の設置

- ・ 活動報告書・視察報告書・成果報告書の作成・公開
- ④「第二の報酬」と言われるのは何故か
- ・ 有権者との感覚のズレ

Ⅱ 政務活動費の適正な運用

- ①使うことが目的ではなく、何のために使うのかの認識が十分ではない
- ②議員研修の徹底
- ③政務活動は実費弁償
- ④議員が自発的に行うものとの認識
- ⑤政務活動費は、概算払いの預かり金
- ⑥収支報告は、会計報告だけでなく成果報告書も作成する
- ⑦議員活動を積極的に行うことが前提

Ⅲ 政務活動費と政策立案

- ①政策立案能力
 - ・ この能力の神髄は「条例の提案」
- ②政策立案は、検討された課題を解決するための有効な政策をまとめること
- ③政務活動費の在り方

Ⅳ 政務活動費を巡る問題点

- ①政務活動費を廃止し、議員報酬を増額
 - ・ 石川県金沢市・津幡町・内灘町の事例
- ②「政務活動」は何を変えるか
 - ・ 議員の在り方、議会の在り方が改めて厳しく問い直される
- ③政策立法費に改正
 - ・ 中央大学教授
 - ・ 「第二の報酬」ではなく、政策立案・提言機能を発揮するために用途を制限すべきではないか
- ④最近の政務活動費の不適切な事例
 - ・ 福井県議会
 - ・ 埼玉県議会
 - ・ 長崎県議会
 - ・ 京都市議会
 - ・ 富山市議会

V コロナ禍の議会運営

- ①議事機関としての機能は維持されているか
 - ・ 政務活動費の返上ではなく、本来の政務活動費の政策的活用をすべきだ
- ②多様性のある議会
 - ・ 群馬県榛東村議会の事例
 - ・ 長野県生坂村・中川村の事例
- ③オンラインによる委員会の開催
 - ・ 愛媛県新居浜市の事例
- ④オンラインによる本会議の開催
 - ・ 議会活動の継続を図り出席できない人が参加でき、議会の危機管理上検討していくべき
- ⑤政務活動費は、果たして不要なのか
 - ・ 自治体議員は、その政策的活用を図り、住民にその成果を還元していくことによって応えるべきではないか

6. 所感

講師先生は、三重県議会事務局にも勤務され、首長と議会の関係や議会活動・議員活動に精通しており、とてもわかりやすい講義であった。

二元代表制に基づく議会は単なる議決機関ではなく、議事機関として審議・熟議しなければならない。現状は政策形成機能が発揮されておらず、いかに民意を反映できるか課題である。

また、「議会改革」や「コロナ禍における議会運営」について、今後も引き続き熟議しなければならない内容であった。「政務活動費」については、議員としての調査研究活動の重要性と、政策立案・政策提案を行うための調査研究をさらに進めていかなければならないことを痛感した。

今回の研修で、市民に還元するために、積極的に議員活動を行い、調査研究を進めていきたい。

○研修の様子

